

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月27日

島根県知事
丸山 達也 殿



提出者
住 所 島根県出雲市姫原町262番地
氏 名 株式会社 中筋組
代表取締役 中筋豊通
電話番号 0853-22-8111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 中筋組
事業場の所在地	島根県出雲市姫原町262番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業(0611)
② 事業の規模	資本金 8000万円 完成工事高 55億円
③ 従業員数	115人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	令和5年度産業廃棄物処理計画書 (以下別紙とする) 別紙9P 表3 廃棄物の品目別 処理方法欄参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 5P～6P 3. 管理体制 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙15P参照	-
	排 出 量	6,168.7t	-
	(これまでに実施した取組) 別紙 7P 管理方針参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙15P参照	-
	排 出 量	4,900t	-
	(今後実施する予定の取組) 別紙 12P 表7参照		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・石綿含有産業廃棄物は、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記内容を実施予定。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	-
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0t	-
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	-
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0t	-
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	-
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0t	-
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0t	-
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	-
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0t	-
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0t	-
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	-
	(これまでに実施した取組) 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	-
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙16P参照	
	全 処 理 委 託 量	6,168.7t	
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	1,141.5t	
	再生利用業者への処 理 委 託 量	5,395.3t	
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0t	
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙15P参照	-
	全 処 理 委 託 量	、 4,900t	-
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1,690t	-
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	4,300t	-
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0t	-
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0t	-
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和5年度

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月

株式会社 中 筋 組

— 目 次 —

1. 事業概要		3
2. 計画期間		4
3. 管理体制		5
4. 管理方針		7
5. 廃棄物処理対策		9
6. 関連推進事項		14

1. 事業概要

(1) 資本金及び従業員数

- ・ 資 本 金 : 8,000 万円
- ・ 従 業 員 数 : 115 名
- ・ 完 成 工 事 高 : 55 億円

(2) 事業所概要

① 事業内容

- ・ 当社は島根・広島県を営業エリアとする総合建設業である。
- ・ 当社は公共事業を主体としているが、建築工事では民間工事を多く受注している。
- ・ 工事比率 土木工事 55%、建築工事 45%

表1 工事内訳(令和4年度元請実績)

工事区分	工事件数	公共工事件数	民間工事件数
土木工事	32	31	1
建築工事	82	8	74
合 計	114	39	75

② 本社と施工現場の業務

- ・ 本社の主要業務
工事の設計～入札～契約、作業所の監督、行政への届出事務等である。
- ・ 施工現場での主要業務
契約図書に基づく計画策定～施工管理、業者の選定と契約、近隣との作業調整、その他である。
廃棄物処理の処理責任は発生元である現場施工責任者とする。(現場代理人又は監理技術者)
現場は通常、社員 1～3 人、協力業者 1～10 社程度で構成する。

③ 事業展望

近年、工事受注見込みは減少傾向にあり、当社の受注についても、減少を見込んでいる。

(3) 建設工事請負実績

表2 建設工事請負実績(令和4年4月～令和5年3月の工事等実績)

作業所数	名 称	産業廃棄物排出量(t/年)	前年度実績量(t/年)
32	土木工事	3,872.5	8,277.8 (32 作業所)
82	建築工事	2,296.2	1,778.5 (68 作業所)
合 計		6,168.7	10,056.3 (△3,887.6)

(4)産業廃棄物担当連絡先

〒693-0061

島根県出雲市姫原町 262 番地

株式会社中筋組 担当:安全品質管理部

電 話 : 0853-22-8111

FAX : 0853-24-2331

2. 処理計画及び計画期間

処理計画: 本計画を社員に周知徹底することにより、産業廃棄物の適正処理／減量化を目指す。
また、この計画は事業や処理状況に応じ、変更が必要な時、見直しを行う場合がある。

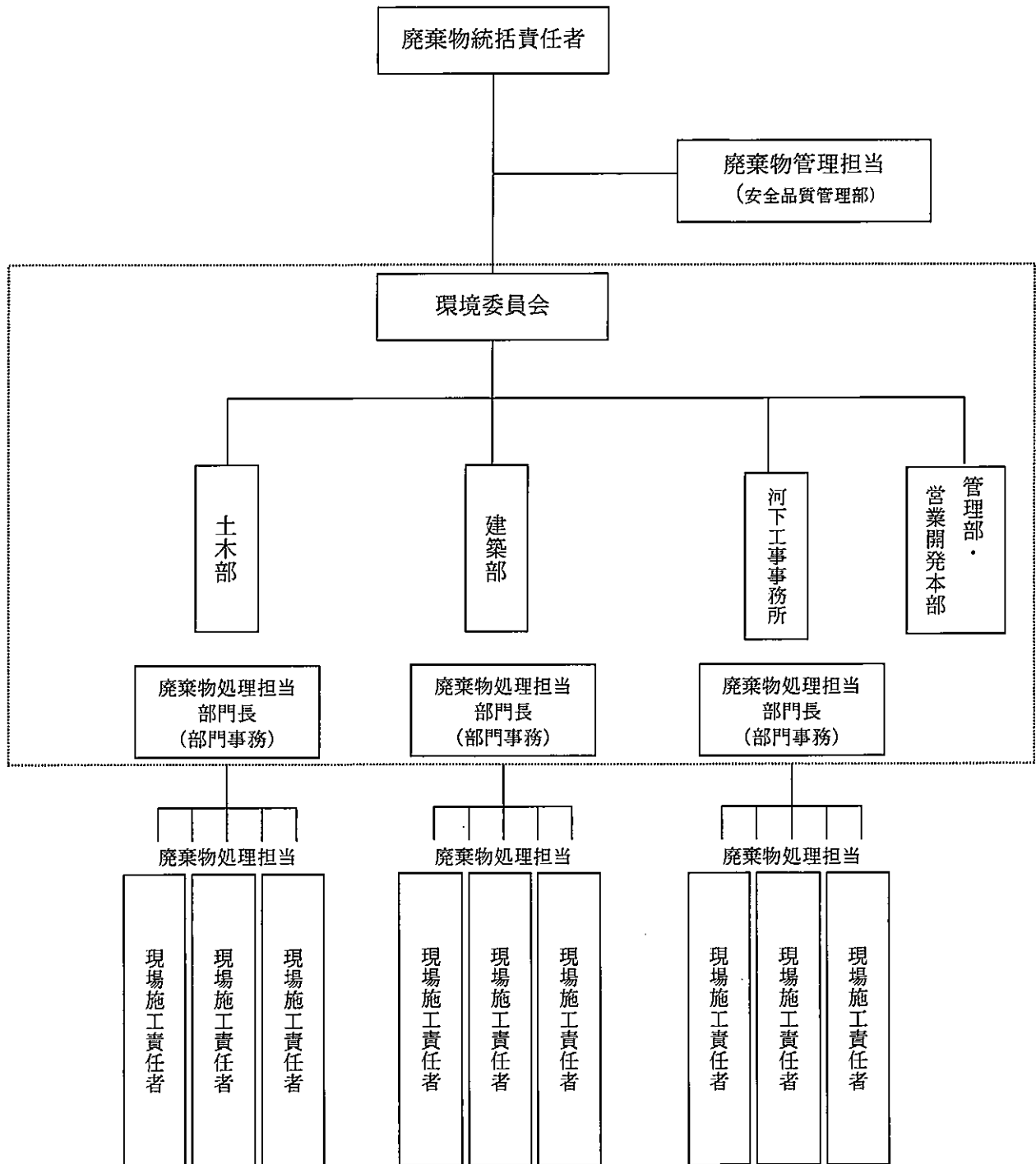
目標設定: 前年度の実績に応じて毎年目標の設定を行う。

計画期間: 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月

3. 管理体制（廃棄物処理に関する管理組織等）

廃棄物統括責任者		所属：(株)中筋組 職：常務取締役
廃棄物管理担当		組織名：安全品質管理部 組織人数：1 人
役 割	廃棄物統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理計画の策定・改廃の承認 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	環境委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、減量化、循環利用(再使用・再生利用)、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ○廃棄物処理計画に記載する内容の検討・策定を行うと共に年度毎に計画に対する実施状況の把握と処置・是正等の指導を行う。 ・委員長 — 常務 ・委員 — 関係部門長、部門事務 (土木部、建築部、河下工事事務所) ・事務局 — 安全品質管理部
	廃棄物管理担当 (安全品質管理部)	○年度毎の廃棄物処理計画(案)の作成 ○関係部門から報告される産業廃棄物に関する情報の集計・管理を行う。 ○関係監督官庁への各種報告業務を行う。 ○社員、関連会社に対する教育、啓発資料の収集・作成を行い、関係部門に対する情報提供、支援を行う。 ○その他関係する事項
	廃棄物処理担当部門長 (補佐／部門事務)	○施工現場より報告された処理業者、再生利用業者の決定を行う。 ○関係部門における廃棄物管理状況の把握と改善、指導の業務を行う。 ○部門毎における産業廃棄物管理票の管理・保管を行う。 ○廃棄物処理計画に基づく、社員・関連協力業者に対する教育、啓発を行う。
	廃棄物処理担当 (現場施工責任者)	○発生元として廃棄物管理の責任を持つと共に、本処理計画及び共通仕様書等に従い、工事毎の施工計画書を作成する。 ○当該現場における最適な業者選定を行うため、現場近隣における処理業者、再生利用業者の調査を行う。 ○その処理業者との委託契約締結を行う ○廃棄物の発生～処理時に、産業廃棄物管理票の交付～整理～集計、廃棄物処理担当部門長への提出を行う。

廃棄物管理組織



4. 管理方針

(1) 廃棄物処理について

① 法令の遵守等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに、行政の環境施策に協力する。

② 排出事業者の処理責任

産業廃棄物の処理責任は自らにあることを十分に認識すると共に、廃棄物処理法や循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法等の関係法令について、社員への周知を図る。また協力業者や作業員に対しては産業廃棄物に関する各種情報を提供～指導することにより、周知徹底を図る。

また産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から最終処分に至るまでマニフェストにより確認し、適正に管理を行う。

さらに現場における協力業者の廃棄物排出は元請業者が排出事業者となることから、排出事業者として処理責任を果たす。

③ 目標の設定

発生量の抑制、減量化、循環利用の推進、最終処分量の削減については、数値目標及びその達成期間を定め、実施する。

またこれら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。

④ 廃棄物処理の取り組み

廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し施工計画段階でのリサイクル計画、また協力会社にも必要な指導を行う。

ア. 発生抑制

- ・設計及び施工段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等の採用を検討する。

イ. 循環利用

- ・施工現場において、繰り返し利用が可能な資材は再利用を行う。
- ・廃棄物は再生処理施設での処理を考慮し、自らも再生資材を積極的に使用する。
- ・廃棄物の分別を徹底し、推進する。
- ・建築物解体においては、建設リサイクル法及びその基本方針に基づく分別解体を実施し、資材の再資源化を図ることにより埋立処分量の削減を図る。

ウ. 減量化

- ・汚泥の脱水を行うなど中間処理を推進する。
- ・有価物として処理出来る金属くず等は、仕分けして廃棄物としての排出を抑制する。
- ・現場からの建設廃棄物の発生を極力抑制する工夫として、工場加工での現場搬入及び、包装、梱包を簡略化、無梱包、パレットの利用など搬入の工夫をし減量化を図る。

エ. その他

- ・処理内容の確認を行い、処理業者と適正な委託契約を締結する。

⑤ 教育・研修等

次に掲げる事項を実施し、また協力会社にも必要な指導を行う。

ア. 教育

- ・発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、作業員等に教育、指導等を行う。

イ. 研修など

- ・産業廃棄物協会及び保健所等が主催する講習会ならびに産廃パトロールに参加し、知り得た情報を当社の廃棄物管理組織の活動に反映させる。

⑥ 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生や処理状況について、地域住民への情報公開に努める。

(2) 環境全般について

当社における建設作業環境の継続的な改善を推進する。

- ① 環境関連の法令及び会社が定める規定等を遵守し、環境改善に努める。
- ② 当社の環境に関連する対策として、以下のことを推進する。
 - ア. 環境汚染防止と資源の有効利用をめざし、産業廃棄物の削減と再生利用を推進する。
 - イ. 作業所においては、主要資材等が廃棄物になった場合の環境への影響に配慮する。
- ③ 環境保全活動の推進、環境汚染防止及びその他の環境負荷の低減に努める。
- ④ 環境、安全に関する啓発活動を積極的に行い、各従業員の環境意識の高揚を図るとともに、情報公開などにより地域住民の理解を深めるように努める。

5. 廃棄物処理対策

(1) 廃棄物処理の現状

- ① 施工現場から排出する産業廃棄物排出量(基準量)は令和4年度実績により6,168.7t/年となっている。土木工事からの排出量は全体の約63%、建築工事約37%である。
- ② 令和4年度の産業廃棄物の排出・処理状況、産業廃棄物の種類別性状の説明、産業廃棄物処理の課題などを以下に示す。

表3 産業廃棄物の種類別排出・処理状況(令和4年度実績)

廃棄物の品目	性状	排出量(基準量) (t/年)			処理方法 —凡例— ○:自己処理 ●:委託処理
		土木工事	建築工事	合 計	
がれき類	固形状	2,552.5	1,722.0	4,274.5	骨材化(破碎・選別) ● 埋立[安定型] ●
がれき類 (石綿含有)	固形状	0.0	46.7	46.7	埋立[管理型] ●
ガラスくず及び 陶磁器くず	固形状	2.2	63.9	66.1	埋立[安定型] ● ※1
廃プラスチック類	固形状	168.8	91.0	259.8	再資源化(破碎・選別) ● 埋立[安定型] ● ※1
廃プラスチック類 (石綿含有)	固形状	0.0	2.2	2.2	埋立[管理型] ●
金属くず	固形状	26.3	116.1	142.4	再資源化(破碎・選別) ●
汚泥	泥 状	38.5	0.4	38.9	脱水 ● ⇒ 埋立[管理型] ●
紙くず	固形状	6.7	19.8	26.5	焼却 ● ⇒ 埋立[管理型] ●
木くず	固形状	1,055.6	164.6	1,220.2	チップ化(破碎・選別) ● 焼却 ● ⇒ 埋立[管理型] ●
木くず (石綿含有)	固形状	0.0	0.0	0.0	埋立[管理型] ●
繊維くず	固形状	0.0	0.1	0.1	焼却 ● ⇒ 埋立[管理型] ●
廃石膏ボード	固形状	0.0	69.1	69.1	現場内こん包(二重) ⇒ 埋立[管理型] ●
廃石膏ボード (石綿含有)	固形状	0.0	0.3	0.3	埋立[管理型] ●
廃油	液 体	0.4	0.0	0.4	分離 ●
混合(安定型)	固形状	13.4	0.0	13.4	手選別・焼却[木・紙] ● ⇒ 埋立[管理型] ●
混合(管理型)	固形状	8.1	0.0	8.1	手選別・焼却[木・紙] ● ⇒ 埋立[管理型] ●
合 計		3,872.5	2,296.2	6,168.7	

注) ※1 必要に応じて埋立前処理(破碎)を行う

表7 発生抑制、減量化、循環利用の目標達成に向けた具体的な対策

発生抑制	① 廃棄物の発生抑制に考慮した工事方法を採用する。 ア. 河川工事等における取壊し殻のかごマット等における石材代用として利用し、コンクリート殻の発生を抑制する。 イ. 構造物により可能なものは、型枠の材質を木製から鋼製に変更し繰り返し使用することにより型枠ごみの発生を抑制する。(基礎コン等) ウ. 構造物施工において、2次製品が利用可能なものは利用することで、総体的に型枠材や余コン等の廃棄物の発生を抑制する。 エ. 工場で建築資材を加工し、現場での端材の発生を抑制する。 オ. 伐開材の処分において、現場においてチップ加工が可能な場合はマルチング材等に再利用を行い、発生を抑制する。 ② 施工材料の搬入数量を適正に管理する。 ③ 再使用できる梱包材の使用を求め、梱包ごみの発生を抑制する。
減量化	① 施工現場へ持ち込む資材が過剰にならないよう資材搬入計画の樹立～工事実施を行う。 ② 施工現場での加工を少なくするため、可能なものは工場加工とする。 ③ 施工現場でのリサイクルを進める。 (コン殻破碎による仮設路盤材利用、梱包材の再利用) ④ 十分な破碎により容積を減らし、処分する。
循環利用	① コンクリートくず、ガラスくず及び陶磁器くずは骨材等として再生利用する。 ② 伐採木はチップ等に再生処理、利用する。 ③ 金属くずは、再生利用のための分別を徹底する。 ④ 施工現場内での分別を推進し、混合廃棄物となる割合の低減を図る。 ⑤ 再生資材の使用を施工計画において具体的に記載する。 (再生骨材、再生ボードの使用など) ⑥ 汚泥は再生利用指定制度の活用により、直接再生利用することを推進する。
その他	① 特別管理廃棄物において、有害廃石綿等の発生がある場合は事前回収を徹底する。 ② 処理業者の選定・契約にあたっては、施工現場と委託先の現地調査を事前に実施する。 ③ 委託契約を徹底し、適正な処理を行う。 ④ 委託処理状況の確認は、関係部門と施工現場が協力して定期的実施する。 ⑤ マニフェスト伝票の管理を徹底する。

⑤ 管理体制の強化

ア. 管理体制(全体)

廃棄物処理に関する組織として、環境委員会を設置し、会社全体として本計画書に基づく廃棄物管理の徹底を図る。

イ. 関係部門長は、各施工現場の廃棄物処理状況と管理体制を定期的に点検し、本計画書に基づく指導を行う。

ウ. 廃棄物処理担当(各現場施工責任者)は、施工計画により産業廃棄物の日常管理の徹底を図る。

エ. 管理方法

本計画書及び関係法令に基づき管理を行うと共に、この管理体制を徹底～適宜の指導・改善等により、適正な産業廃棄物処理を行う。

オ. 廃棄物処理に関する教育

産業廃棄物に関する各種情報を収集し、社内ネットワークにより提供すると共に、部門において発生抑制、減量化、循環利用及び関係法令に関する社内教育を行う。

カ. 産業廃棄物に関する書籍等を購入し、作業員ならびに協力会社に配付し啓蒙活動を進める。

キ. 産廃パトロールを下表にて適正に行なわれているか点検し指導を行う。

本年度目標量

単 位		前年度の産業 廃棄物発生量	本 年 度 の 目 標										⑧直接委託及び自己処理後委託処分量			
			①産業廃棄物 発生量	②自己直接再 生利用量	③自己直接埋 立処分又は海 洋投入量	④自ら中間処 理した量	⑤自己処理残 さ量	⑥自己中間処 理後再生利用 量	⑦自己中間処 分後自己埋立 処分又は海洋 投入量	全処理委託量	優良認定処理業者 への処理委託量	再生利用業者への 処理委託量				
県内全体	がれき類	4,274.5							3,400.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,400.0	190.0	3,210.0
	小計	4,274.5							3,400.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,400.0	190.0	3,210.0
	がれき類 (石綿含有)	46.7							37.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.0	37.0	0.0
	小計	46.7							37.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.0	37.0	0.0
	ガラス・陶器くず	66.1							53.0	0.0	0.0	0.0	0.0	53.0	53.0	0.0
	小計	66.1							53.0	0.0	0.0	0.0	0.0	53.0	53.0	0.0
	廃プラスチック	259.8							200.0	0.0	0.0	0.0	0.0	200.0	200.0	0.0
	小計	259.8							200.0	0.0	0.0	0.0	0.0	200.0	200.0	0.0
	廃プラスチック (石綿含有)	2.2							1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	1.5	0.0
	小計	2.2							1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	1.5	0.0
	金属くず	142.4							110.0	0.0	0.0	0.0	0.0	110.0	110.0	110.0
	小計	142.4							110.0	0.0	0.0	0.0	0.0	110.0	110.0	110.0
	建設汚泥	38.9							30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	30.0	0.0
	小計	38.9							30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	30.0	0.0
紙くず	26.5							20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	
小計	26.5							20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	
木くず	1,220.2							980.0	0.0	0.0	0.0	0.0	980.0	980.0	980.0	
小計	1,220.2							980.0	0.0	0.0	0.0	0.0	980.0	980.0	980.0	
木くず (石綿含有)	0.0							0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
小計	0.0							0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繊維くず	0.1							0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
小計	0.1							0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
廃石膏ボード	69.1							52.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	52.0	52.0	0.0
小計	69.1							52.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	52.0	52.0	0.0
廃石膏ボード (石綿含有)	0.3							0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0
小計	0.3							0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0
廃油	0.4							0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0
小計	0.4							0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0
混合(安定型)	13.4							10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0	0.0
小計	13.4							10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0	0.0
混合(管理型)	8.1							6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0	6.0	0.0
小計	8.1							6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0	6.0	0.0
合計		6,168.7						4,900.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4,900.0	1,690.0	4,300.0

前年度実績

単位 t	前年度の産業廃棄物発生量						
	①産業廃棄物発生量	②自己直接再生利用量	③自己直接埋立処分又は海洋投入量	④自ら中間処理した量	⑤自己処理残量	⑥自己中間処理後再生利用量	⑦自己中間処分後自己埋立処分又は海洋投入量
⑧直接委託及び自己処理後委託処分量							低良認定処理業者への処理委託量
全処理委託量							再生利用業者への処理委託量
県内全体	4,274.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	256.6
がれき類	4,274.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	256.6
小計	4,274.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	256.6
がれき類(石綿含有)	46.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小計	46.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガラス・陶器くず	66.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
小計	66.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
廃プラスチック	259.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	89.3
小計	259.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	89.3
廃プラスチック(石綿含有)	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小計	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず	142.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	47.7
小計	142.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	47.7
建設汚泥	38.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
小計	38.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
紙くず	26.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.9
小計	26.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.9
木くず	1,220.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	724.3
小計	1,220.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	724.3
木くず(石綿含有)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繊維くず	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
小計	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
廃石膏ボード	69.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.0
小計	69.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.0
廃石膏ボード(石綿含有)	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小計	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃油	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
小計	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
混合(安定型)	13.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.4
小計	13.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.4
混合(管理型)	8.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.1
小計	8.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.1
合計	6,168.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,141.5
							5,395.3